



標注令義解校本
一



73
6244
1



長門近藤先生著 初帙六冊

標注令義解校本

浪花書肆

田中宋榮堂
岡田羣玉堂
合梓

73
6844
1

標注令義解校本開題



去五味均平蔵



長門後學 藤原芳樹謹撰



掛卷もかゝこけきど我豊葦原の中國ハ天照皇太神の御
任のまゝく萬世と遠長く統御べき美邦よりあきむ天
下の臣庶皆性を天神の産靈ニ成て其心直く身を真井
の清水ニ濯ぎて其體潔けむ穢惡く枉曲る者をさく
無くて臣連伴造國造諸朝を輔け世を治へき業を家ニ
傳へ臣連ハその姓のまゝく伴造國造ハその姓のまゝ
まゝ仕奉つゝ出てハ君を尊ひ友を睦み入てハ父兄ニ

標注令義解校本開題

つうへ夫婦相あらむ神代からの無為の教。たがひめあらでなむ行をける。是を惟神の道と云ふ。孝徳紀大化三年の件。惟神者。謂隨神道。亦自有神道也。と見えたり。隨神道とて。天下を御給ふと云ふ。たが神代のまを云て此神道。即天津日嗣の御位也。また自有神道とて。臣連二造の其職々を掌て仕奉るを云て。此神道と即臣下の継嗣也。猶下條にも其訓義を解けり。されど神道即王道と。先哲のいへるや。如く。孝徳紀なる神道と。儒佛の對ひたる神道。然とあまど。禍神の災黄泉より傳り。來て。たのづ。氣稟の罪科まぬれがとくなり。あより。稀。ハ邪路。踏迷ふ痴者も生れ出ふけり。是等が為。既。校法を制給へり。後ハ即後世いとゆる律より。

て。其義大校執中。いまだ令文の作りをぬほども。法律と出来ふけり。先ふ令文を施して道に導き。後ふ法律を行て道を枉るを正は。理なるを。何ぞとかくへさよ。律の令とさたどて。るが如くなる。と云ふ。實ハ律の令とさたどて。るを。あ。令ハ惟神の不言の教の内。より。臣連伴造國造の家。これのづ。行。を。更。これを制らせ給はて。まつ律をの。なむ定給ひ。是ぞ我中國の異國。別なる所なりけり。其後代を。經年を過る。隨。鹽沫の。る。果谷蝦の。さ。る。奥まで。青人艸の生繁る。ぬ境も無くなりて。殊。三韓

服従しより、彼方の者ども、皇化を慕ひ、泰來て中國より、
より、言さへ、漢風は相まじりて、從來の氣稟は、傳染
る物欲さへ立そひ、いとわいらがる習俗となりて、
惡事行ふ者多くなり、サガナハ於て彼不言の教を、
神隨^{カミナカ}を行はせ給ふ事難くなり、もて來て、終に國體を
改て、令律を修撰し、め、天下の臣庶は、君を尊ひ、親は仕へ、
夫婦相のあひひ、兄弟相むつづる、人世となりての有為
の道を宣教させ給へる、建のさよなりしを、この時郡縣
の政ごとく、給へり、是なむ皇朝の法制の權輿は、有
そのより別といへり、

律集解問律令誰先誰後答令有律語、假令獄令云、犯テ罪
太政官應議者、大納言以上、判事等、集議官議定、雖
非六議、本罪合奏、處斷有疑者、亦衆議量定、是、
假令雜律違令、笞五十、注云、以此案之、謂共制、但就書義論
行路巷街賤避貴之類、是、
令者教未然事、律者責違犯也、然則畧可謂令先萌也、この
説は因て按へむ、古人も既に令律の先後をいへり、上件
は論へる如く、惟神の道行はき、太古は、令は言舉せ
ぬ道とかくれて、たゞ律の著はきたり、つぎ共、有為の
教興てハ、令律共は無くてかぢふべし、ぬ世の勢ひは
して、即大寶は令十一卷、律六卷、養老は令律各十卷、制を
より、天長官符は見えたり、其文下より、されむ制作の義

を以ていへむ令を律よりも先とみべき事なりと引る
集解の先萌の二字を翫て知べく制作いまだ調はざり
一太古ふ立ちへりてもまこと不言の令おのづから律ふ
とれどてり理炳馬ものをや

令とハ唐六典注ハ令教也命也といへるが如し官位令義
解ハ謂教令也とあるハ是ハ依て注せしむる歟教字
華言ハて乎志閑と云ひ命字華言ハて美許登と云ふ乎
志閑の乎志ハ愛也天皇の大御心ハ天下の百姓の蟹が
行く邪路ハ流離むとけむを愛し思食て玉銚の直道ハ
納しめむと給ふ教也閑ハ布布留ハ活ふ用語也美許

登の美ハ尊て冠とけむ言也許登ハ言ハて天皇の大御
言もて宣諭し給ふ命令也集解ハ釋名曰令領也言領理
字義ハ因む此令の教命ハ背て罪科を相犯せるを正し
を律と云ふさる故ハ令律と對へり集解ハ杜預律序云
律以正罪名令以存事制と云ひ同書ハ令者教未然事律
者責違犯也と云へるが如しまた令と律とハ添る格式
と云二書あり弘仁格序ハ蓋聞律以懲肅為宗令以勸誠
為本格則量時立制式則補闕拾遺四者相須足以垂範譬
猶寒暑適以成歲昏旦迭而育物有治有革或輕或重寔治
國之權衡信馭民之轡策者也云云これハて格式の令律

を離さぬゆゑとを知べし集解は是を擴充て云問斷
 獄律云凡斷罪皆須具引律令格式正文者未知格式何物
 答格者蓋量時立制或破律令而出獄令云犯罪未發及已發未斷決違格改者格
 重聽依犯時若格輕聽從輕法者律亦引此文故知破律令出也矣或助律令而出矣但有稱
 律謂格文耳名例犯罪雖未老疾事發時老疾論条注云若犯時者案之此稱也其式者補法令闕拾法令遺但有稱律謂
 格者即是律也式處耳名例云其本應徒已決杖笞者則以杖笞贖直准減減役九十則減外殘徒各依式配役者案之當条即稱式也云云此文は格者量時立制
 といへる弘仁格の序を其まゝ引るゝて破律令而出
 助律令而出矣といへるが集解の今案なり其義ハ獄令と名例律と

を引る細注を又式ハ弘仁格序に補闕拾遺とあるを
 讀て知へし解に補法令闕拾法令遺と字を加へ注てかく格ハ律令
 の古は行きて今も用難き事共を取捨し時勢を量り世
 風を斟酌建ちたるもの也式ハ令の支流にて律ハハ譬を
 禮節の闕を式部式に補ひ賦役の遺を民部式に拾へる
 など其餘をも是等を以て類推るべしこれを令律格式
 と法曹の四書とて學者の一も缺べしぬ物なりを
 常ハハたゞ律令との云ハ格式の二ハ令律の内はこ
 もりてあきむ也仁義禮智を仁義との云て禮智ハ即仁義の内はこもりたるふれなり
 皇朝ふて律令の出来たる始ハ何の御代の事よりあむ

今^{サナハ}て詳^{サナハ}し知^{サナハ}る難^{サナハ}し延喜式なる大後詞の中^{サナハ}天
 罪國罪を擧て是を被清^{サナハ}へき法を定給へるを思へむ此
 後詞と律令の始^{サナハ}ハ有^{サナハ}ける妻く大後執中抄といへり然ハあれど
 こハ惟神^{サナハ}の化行ハせし自然^{サナハ}の法制^{サナハ}にて刀筆^{サナハ}に任せた
 る人爲^{サナハ}の典刑^{サナハ}なりねむ古^{サナハ}の風彌衰へる衰へ民^{サナハ}の俗彌
 墜^{サナハ}る墜^{サナハ}たる後世^{サナハ}ハ施^{サナハ}し難^{サナハ}くなむ是^{サナハ}に依て弘仁格序
 立^{サナハ}于推古天皇十二年上宮太子親作憲法十七條國家
 制法自茲始焉降^{サナハ}至天智天皇元年制^{サナハ}令二十二卷世人所
 謂^{サナハ}近江朝廷之令也と見えたりが如く此^{サナハ}はどより漸^{サナハ}か
 かる書ども出来^{サナハ}りけり但十七條憲法と上宮太子の佛

教を弘むとして制^{サナハ}給へる書のこととされむ國家の憲法と
 も云難くやありむ近江朝廷^{サナハ}の令と云物ぞ大寶の令典
 の撰定せしるへき權輿^{サナハ}にて古書の中にも最尊^{サナハ}ひ重^{サナハ}ん
 べき物なりとせむ傳^{サナハ}るぬハいと惜^{サナハ}し近江朝廷^{サナハ}とハ天
 智天皇の御代を指^{サナハ}する也此御代^{サナハ}は令典を撰^{サナハ}しめ給へ
 るよりハ鑑足公傳^{サナハ}し天智天皇七年の事を記^{サナハ}する件^{サナハ}
 先^{サナハ}此帝令^{サナハ}大臣撰^{サナハ}禮義刊定律令作^{サナハ}朝廷之訓大臣與賢人
 損^{サナハ}舊章略^{サナハ}為條例と有^{サナハ}りて知^{サナハ}べし日本紀にハ今傳文な
 る略^{サナハ}為條例の略字を玩^{サナハ}ふは天智の御時^{サナハ}に未^{サナハ}卷數な
 ども定^{サナハ}れるはありざりけりそハ天智紀十年正月

東宮太皇弟奉宣施行官位法度之事大赦天下法度冠位之名
具載於新律令とあるが律令てふ名も其を施し給ふ事の物
に見えたる始りてかく天下に施行ハ給へる物なり
此時も未全くハ成備ざりしやとねがきよハ天
武紀は十年二月甲子天皇皇后共居于太極殿喚親王諸
王詔之曰朕今更欲定律令改法度故俱修是事然頓就是
務公事有闕分人應行是日立草壁皇子尊爲皇太子令攝
萬機と見えて天智の十年は一度施行し給へるより此
御代の十年までハ既十年を過るゝかくの如く萬
機の政をバ皇太子に攝しめ御自一向は律令にかゝつ

らひてこれを成就てむと憤發てねもねし立給へる詔の
有しを以て推量知べしとて十一年八月の件は造法令
とあるハ此時全く備りしやあるむゝハ持統紀三
年六月の件は班賜諸司令一部二十二卷とある是即天
智天武の二代は勞き成給へる御典にて上は引弘仁
格の序なり卷數は相待へり職官志云持統所班令二十
二卷即天武之所改法式而
因天智之所制者故史雖互
遺漏可下以卷數而參考矣されむ彼序は近江朝廷之令
とあるハ二十二卷の令の撰始られ天智御代は汴て
いへる也續日本紀大寶元年八月律令撰定の件は
大畧以清御原朝廷爲准正とあると二十二卷令の成終へる

天武御代に就ていへる也。近江朝廷令と、淨御原朝廷令と二種なり。一ハ非但後世よりいふハ撰始られたる方とハ係ひて撰畢らる方と係べく是即新令を大寶令とハいひて養老令と云べき。同一例ハなむ有けり。かくて續日本紀文武天皇四年三月詔王臣讀習令文と見えたるハ二十二卷の令を讀習しめ給へるなりけり。

今傳る處の令條を或ハ大寶令と云ひ或ハ養老令と云て其名一方に定らば考ふ大寶令とハ續日本紀文武天皇四年六月敕淨太參刑部親王直廣壹藤原朝臣不比等

直大貳粟田朝臣真人直廣參下毛野朝臣古麻呂直廣肆伊岐連博德直廣肆伊余部連馬養勤大壹薩弘恪勤廣參土師病祢甥勤大肆坂合部宿祢唐務大壹白猪史骨追大壹黃文連備田邊史百枝道君首名狹井宿祢尸麻呂進大壹鍛造大角額田部連林進大貳田邊史首名山口伊美伎大麻呂直廣肆調伊美伎老人等撰定律令賜祿有差續紀本。
2. 姓名の脱れたる文字の誤りなり。是其事の始りて同ありをむ。類聚國史を以て正し。
紀大寶元年八月遣三品刑部親王正三位藤原朝臣不比等從四位下下毛野朝臣古麻呂從五位下伊吉連博德伊余部連馬養等撰定律令於是始成大略以淨御原朝廷爲

准正仍賜祿有差これ其事の成る終也下は載さる天
長三年官符は藤原朝廷御宇正一位藤原太政大臣奉敕
制令十一卷律六卷云云至大寶元年修撰既訖施行天下
弘仁格序よりかく見ゆそは下よりひけりかく續紀は於是始成と見え官符
は修撰既訖とあるを并て思ふ此時既く一部の令條
調へる事云ひも更えて且大寶元年三月の續紀は始依
新令改制官名位號云云の新令即るは撰修し令條の
事なれを豫めこの新令に従ひ事行ひ給へる事也か
かを是を大寶令と云ひ事辨をすべからん又養老
二年は此大寶令を刊修するめ給へり彼天長官符は上

引る文の
連接

平城朝廷養老年中同太政大臣復奉敕刊修令
律各為十卷と見えて大寶は令十一卷律六卷なり
を養老は令をも律をも共は十卷と云はれり其時條
數を増減し文章を繕ひなごはせりけりけり推量
らるれどさしも先代の聖訓よりあきむ甚く體裁を換
給し事ハあらずりけむとねりきハ大寶の度はハ修
撰と云ひ養老の度はハ刊修といへるを以て知へり今
卷をを檢するは或ハ大寶はハ官負令と云はる職負令と
改め或ハ縫部司の使部六人直丁一人縫女部とある條
の義解は檢前令縫女部在使部上而新令在直丁下者凡

新令之體雜女皆在男下其考者依舊更無改張也。と見え
て政事要略に額曰今足博士勘父義解稱前令者大寶令
所謂古今也。稱新令者養老令所謂新令也。また同令圖書
寮の寫書手二十人の釋に前令稱生故師說云凡令内稱
生無師者是得考之色有師者只免徭役耳。また獄令に其
大祀及齋日云云の集解に齋日者祭祀齋日也。本令曰致
齋此令改齋日也。とある。本令ハ大寶令を指せる。よて此
齋日の二字を大寶に致齋と書きけむを養老に改て
齋日とせしむ。と思はる。また公式令飛驒式義解に
前令別有敕符式此令既除即知飛驒之外更無敕符也。か

く義解集解等によまそく大寶修撰の令を本令或ハ前
令と云養老刊修の令を新令。またハ此令と唱へ別て
をたもへむ。今傳せし令よりや大寶のまゝなりとも
是を大寶令とハ云難く是を養老令と云べくなり。ま
てやいふ。十一卷を十卷に刊修せし書なるをや。律に
を十卷に増えむ。殊は大寶のまゝなり。とハ云難く。荷
田在滿の三辨に今ハ大寶に十一卷なれり。刊て十卷と
下と云む。諾也。律ハ大寶に六卷なれり。刊らハ五卷以
いへるハ理めきて聞ゆ。また刊字を令に係け。修字を律
に係て見む。六卷を十卷に増えり。またいふれ。むや
と殊なり。ハ令を主と。かくて此刊修の事續紀養老二
年の件にハ洩れ共弘仁格序に養老二年復同大臣不

比等奉敕更撰律令各爲十卷今行於世律令是也

又續紀天平寶字元年十二月太政官奏曰正五位上大和宿祢長岡從五位下陽胡史真身並養老二年修律令功田各四町外從五位下矢集宿祢虫麻呂外從五位下鹽屋連吉麻呂並同年功田各五町正六位上百濟人成同年功田四町五人各執持刀筆刪定科條云云此養老二年といへるを以て當年の刊修を知べし。又於て格序なり。今行於世律令是也といへる文を玩ふ。既に弘仁の頃より養老令を主としていへるを。今の令養老令と稱へき事論をよむ。然るに荷田在満が三辨に慶雲二年四月

の中納言を置きし事。同三年二月は四位の食封を給へる事共を引て。今令の中納言を載せざる。四位は四位の禄なりを以て。これ皆大寶の制のまゝなれ。養老の令はハ非ざる。といへる共。中納言の置きたるも。四位以上の食封はあれども。共は當時の格として。令條を改らざる。ハ養老刊修のより。大寶のまゝなり。ハ條目をも甚く易給とぞり。ハ先代の寶典を重く。給へる聖意の存る所。かくてこれを令みならず。比て格と云ものハありけり。職貢令大藏省條は諸國調の掌る制あり。を續紀慶雲三年閏正月敕に。收貯大藏諸國調者。令諸司。毎色檢校相知。又收貯民部諸國庸中。輕

諸國調者令諸司毎色檢校相知又收貯民部諸國庸中輕

物絶絲綿等。自今以後。收於大藏。而支度年料。分充民部。と見えたるを。養老の頃ハ。庸を大藏に収めたるを。刊修の時。諸國調とある下。庸字を加へべきを。さうりハ。なほ大寶令のち。よりて。大藏に収る事ハ。格とせられ。る物なり。む歟。但或云。衛門府監師の如き。職貢令の本文に載たるを。こハ。養老三年に置きたる事。標注といへ。て。か。ら。バ。此。監師も。格よりて。本文にハ。載らるまじき。理歟。といへる事あると。監師一人をうりて。大中納言の廢置。調庸の掌。不。同。う。る。べき大事なり。これを。大ね。古。令。新。令。の。別。に。拘。う。で。書。つ。た。ふ。へ。い。納言四人ハ。令條の正文。大納言二人。中納言三人ハ。事の位。令。標。注。格。文。の。權。制。なり。又。戸。令。皇。親。の。義。解。に。謂。四。世。以上。選。叙。令。凡。蔭。皇。親。者。條。の。諸。王。子。と。ある。古。記。に。謂。三。世。四。世。王。衣服。令。諸。王。条。義。解。に。謂。五。世。以上。不。入。此。限。令。内。通。例。也。など。見えたる。に。續。紀。慶。雲。三。年。二。月。に。五。世。王。

入皇親之限とあるを。養老刊修より以前の事なれむ。新令是に依て。五世王を皇親とせらるべきを。是れと格文の權制よりて。令條の正經にハ。采たよむざり也。れむ。當時に有て令といへむ。もとより大寶令なれ共。後世よりいふときハ。養老刊修の方を主として云つべく。本朝文粹なる。大江以言。朝臣の聽講令。詩序に。我國家。上自推古之聖朝。下迄養老之寶曆。上下三四代之間。増損屢。悞。章條數十篇之衰。修撰甫就。以安四海之波瀾。以定一天之防禦。とあるハ。清御原朝の令をも。此新令に疊ここめ。て。文意よりて。養老令一部を。即上より引る。弘仁格序に。更撰主とせられとる書ぞま也。と。但。養老より後。と。さへ。書。た。る。を。必。然。あ。る。べ。き。事。な。む。と。至。て。も。猶。文。章。の。う。か。し。と。整。む。所。あ。る。を。改。ら。れ。事。も。あ。り。て。延。暦。十。年。三。月。の。續。紀。に。故。右。大。臣。吉。備。朝。臣。真。吉。備。大。

錯矯首尾之差違。至是下詔始行用之。と見えたるがど是也。これ皆詔を承て刑定を一事にて更私の改竄。とあるは然るを近世の學者ハ古書を尊ふ心より改竄。と已心符とぬ所あれど。輒く字を改め章を換へあど。はめり。や又義を通えぬ段のありとて。異本は徴。一旁例に依らで。猥ははまきさなるをや。まて令典ハ先帝の詔もて撰しめ給へる書。阿をむ。當時。弘仁格序ハ是を改らむ。詔はた。刊修せられ。のふれ。必養老令といふへくこそ。

令律の學を以る事ハ考課令ハ凡明法試律令十條云云と見えて其義も彼令の標注といへり。明法とハ律令格式の法度を明むるよりの名にて。又是を法曹とも云。職負令ハ其博士學生を置きざると。明經より無るは依て也。

續日本紀大寶元年八月戊申件ハ遣明法博士於六道海道講新令と見えたるむ。この時明法博士の有る事疑ふけむ。こハ上といふ如く。明經より無るゆゑ。常ふ此官のあるふハ非。即ちハ新令を講せしめ給ふ。つきて。明法博士といへるの也。其後神龜五年ハ律學博士を置けり。續紀ハ々漏れ共。類聚三代格ハ貞觀十三年十二月の官符を載て云。謹按令條音書美三道博士並置從七位上官者。神龜五年初置律學博士爲正七位下官。其職田明法四町音書美各三町云云。また集解の釋ハ天平二年三月廿七日奏直講四人。一人ハ律學博士二

人。已上同。明法生十人。文章生二十人。簡取雜仕及白丁聰

得業生十人。明經生四人。文章生二人。明法生二人。美生二

人。並取生。内性識聰慧。執業優長者。賜夏人別絕一匹布二

端。冬絕二匹。綿四屯布二端。食料半日二升。堅魚海藻雜魚

各二兩。鹽二勺。とあり。此釋の文をかく委く記さ

こゝてあてぬべきと。此文職貢令大學寮条本文は混

て出たるを校本これを除けりゆゑ。煩く全文を

出さる。續紀より并を勘る。天平二年三月辛亥件。大學

の生徒。夏冬服并食料を給ふ事。陰陽鑿術七曜頒曆等

の業を習學の爲。時服食料を給ふ事。ハあき共。律學博

士云云。ハ見え。長曆を以て推は。辛亥即廿七日なれ

を。必以此件は有べきを。無きハいふ事なり。む。以て

て此釋の文。不審く。て取がとけき。三代格。正しく神

龜五年の初置をいへ。を。博士を置き。事ハ疑なく。又

其博士の二人なり。事ハ彼釋及職原抄其外有職の書共

見ゆ。か。を。ハ神龜五年。明經より明法博士を兼り

を停らきて。別。任。事。となれ。を知へ。律學

といふ。明法博士と云ふ。同一事也。され。律學の律

字の内。今をハこめて。看べ。故。官職秘抄。明法博

士。得業生。居諸司者。任。之。以。廷尉。為。最。百寮訓要。法

曹。ハ。儒才。の人。任。之。殊。才。名。ある。を。撰。む。べ。律令格式

を。嗜。む。是。を。法曹。と。申。也。と。あり。かく。得業生。居諸司者。任

之。とい。ひ。儒才。の人。任。之。ま。律令格式。を。嗜。む。とい。へ。る。

タシ。ナム。の。言。ふ。ども。業。と。して。學。ふ。の。意。なり。で。好。む。を。知

既。ふ。の。義。ある。を。明經。を。主。と。して。明法。を。側。と。し。る。を。知

これより以来斯道に入つ人絶たれが中ふも殊
に令の之を學べり證文どもを舉むまづ續紀文武四
年三月甲子詔諸王臣讀習令文三三代實錄貞觀四年
八月十七日明法博士讚岐朝臣永直幼遊大學好讀律令
性甚聰明一聽暗誦天安二年文德天皇敕曰明法博士是
律令之宗師也惜其齒在耆耆不傳正說宜令好事諸生就
其里第受讀善說永直閑卧私第授律令於生徒式部省就
門庭行講竟之禮法家榮之ま日本紀畧ふ長保元年六
月廿九日左衛門權佐惟宗允亮講令賦詩この事本朝文
粹大江以言朝臣の夏日於左監門宗次將文亭聽講令

詩序を載て于時長保元年六月二日禮部侍郎以言と
り紀畧ふて廿九日なりと文粹ふ二日とあり中右
記四月廿日申時許退出之次行向前大判事管原有真第
屋初受讀職負令秉燭之程歸家五月十一日行向有真宅
受神祇令十八日辰時許殿下令退出給後退出之次行向
有真宅受戸令晚頭歸華ま台記ふ久安六年十月廿六
日初見令廿九日至今日見令五卷自九仁平元年三月九
日云云違方於佳吉十一日降雨自一昨日至今日於舟中
見令四箇卷六七八九也十六日見令了卷第十花園院
天皇御記ふ元應二年十一月十日章任叅讀律第十卷令

北面所聽之也。職原抄大學寮条明法の件、中原章職其子章任等依為侍讀致訖訟被聽院上北面

これ其外も多かめれど、そのハ涉獵は暇あり、

續日本紀神護景雲三年九月癸亥大和宿祢長岡卒、件は

少好刑名之學、靈龜二年入唐請益疑滯之處多有發明、

とありハ、彼方の律令を學へる抑令は律令の科を建る

れふが、其博士との學生を置給はざりハ深きゆゑ

阿ふ事なりけり、さるハ令律ともは在官の吏の奉行に

べき御典よりて京城の内五畿の外、その民庶ことく

法度の行とる、ちよく家を齊へ身を保つべき物、

あるを仁義忠孝の大節ハ更にもいと、田役農桑の庶

事に至まで、知はく此法度の内は化められ、是を弼

成五教、銜勒萬方、と云ふ、うらハ律令を學ぶ博士學生

と無くても有ねべ、漢土より宋代は明法科を停め

とねも、るれど、亦年月を経るは隨ひ章條の微意隱を

ゆゑ、事を豫めねも、ほいてかく置るゑふ、とある

む、一、まして千載の後、生れて千載の前ある法令を

窺ひとほるとぞ、一、あるを、今よりてハ殊は是を傳ふ

る博士、是を受る學生、必あるべき世の勢ひ、なむ

此令義解と、阿波人源元寛が藏本を原本よりて、京都藤原

以文の訂正より依て、是は壺井義知本、松下見林本、伊

藤長胤本江戸の塙保已一本石見の小篠敏本紀國の藤垣内本吾藩の徳田良方本等を集め其外諸書に引用せし文どもを校合して定本となしたるにふむ予僻境に於て博く群籍に渉る事能はずといへども或ハ京都に遊學して此事を勉め或ハ關東に祇役して此書を翫ひつゝ標注を加へ別記を添へ年月をとり辛くして終にかくハあせりなりけり抑義解撰むなり時の本ハ十卷三十篇九百五十五條なりと今世は行もあらず本十卷の數も當時のまゝなれど中古に散佚して三十篇の内職負四篇と神祇僧尼倉庫厩牧醫疾假寧喪葬關市の八篇

とハ無りしを職負神祇僧尼厩牧假寧喪葬の九篇を集解の中より抄出し合て二十七篇として慶安三年に板に鏤りし標注は京本といへる是也其後元寛關市令を板に鏤りし尾張の稻葉通邦倉庫醫疾の二令を諸書より輯て編るとを合て三十篇の數にハ滿れ共其條數に至てハ猶缺たるをいふにせむ今これを補むと云ふよはがふけむまづハ彼京本に關市倉庫醫疾の三令を合て此校本ハ完へたるになむ此外は久壽二年季秋十一日と奥書ある本最舊けむとたゞ職負令の傳とまり是は次て安貞三年の奥書ある中原章久本舊し其

奥書ハ安貞第三之天夾鐘中旬之候以家説授源右金吾
校尉了云云修理宮城判官明法博士兼左衛門少尉備中
權掾中原章久とありまゝ又永三年の奥書ある桂宮の
古本皆優たものあれど關市醫疾倉庫の三令の存
るハ無りれど此三篇も早く散亡たるなりべし通邦云
脇坂家ハ八雲軒本と云が阿て又水戸府より吾殿はま
かりせりわ古本及九條閣下の御本等ハ卷十の末
ハ關市令綴添てありまゝ或處より關市令出たれど
共ハ卷首のうた紙破れて字闕たるを誰がさかりら
う私ハ補へるまゝふ阿やき字多し醫疾倉庫の二篇

も政事要略の内ハ載たるハ集解其外の古書等を参考
して編成せりといへり

義解を讀むハ必取添て看べきハ集解なり其書の體衆説
を輯て編成したる物々諸家の姓名委く傳りたりね
む説たが説といふ事辨へ難く論たが論と云こと考へ
らむにむなりふたりは於て稻葉通邦粗これを
論へる書阿て其書ハ云古へ令律を解る者數家あり唐
令釋唐令私記この二書ハ唐令を解り唐問答これ又
唐令を以て問答を起せる也別記八十一例是等も律令
ハ并て看べき官府の書也古私記古問答これハ大寶令

はつきて出来たる物也。新令釋新令問答式部問答おど
し養老令は就て出来たる物也。穴記跡記讃記の類タビの私
記ハ義解はつきて出来たる物也。又義解の文多くハ令
釋を取て成ナせりと思はる。され共義解ハ敕撰也。釋ハ私
撰也。この故ハや集解の撰者本文の下ハまつ義解を注
せり。其義解ハと釋ハ依ヨる物なるまゝ中ハ義解
と釋と文同トキガ阿共撰者敕撰を重オモはるゆゑハ先
義解を舉げ下ハ釋無別と注せり。釋ハ舊キウといへども
敕撰ハさねどつすドけき也。又釋云と注せるハ即養
老令の釋也。但是も古今の私記を根ネて注せるあり

は同文の處も多し。又古記ハ本文もと異なれど養老令
みこ應せぬがち也。されど其同きハ釋を記して古記無
別と注せり。其古記ハもと古私記也。故ハ穴記ハ此文
を引るは古私記とあるを集解の撰者ハ是を古記と
の記されど又跡穴伴讃といへる物皆私記の名也。
其中跡と穴ハ全篇阿里讃と伴ハ甚少。され共職
負令ハ伴記云と記され學令ハ釋云云。讃記無別。考課令
ハ讃云與義解無別など記せり。讃記伴記の記字を玩アソ
みたり。一條ハ二條ハの説ハ阿りて全篇よりとりた
る私記なりけむを闕ケツたりとぞ阿るるむ。又跡云と疏云

1 作る處あるハ寫誤也。律ハハ疏のき但その讃跡穴伴等ハ皆氏あるべきを今其人悉くハ思得べき也。又新令私記と云物あり。職貢令ハ釋云云の下ハ新令私記無別と記さる。又古記釋跡穴等の私記の中をりく朱云といへる處あり。其處ハ必は在跡記在穴記などの尻付レツケ所。又或云といへる處は是も在穴在跡在釋在古記などの尻付レツケあり。又中ハ朱とあるハ尻付レツケの無きも有。いづれまされ。朱云或云ハ後人の加筆也。又朱云と有て人名を稱せりも多し。ハ貞云讚云。棕云額云。後讚云。どの類也。まこと生とのに書る處もあり。又穴記の中ハ棕

哲張云。太夫云。伊云。江云。春云。額云。額博士云。といへる所。釋古私記先私記跡記の類タケヒを引て論あり。是ハ依て思へど。跡ハ穴より舊く。額棕等も皆穴氏の知せる人なり。む。貞ハ穴氏よりハ後レツケとある人ハや。朱ハのに見えて。穴記ハ見え。後讚ハ衣服令ハ後讚云云。讚博士同とあり。讚と同時に人なり。讚氏二人なり。ゆゑ一人を後讚といへりと思はふ。貞と額とハ朱の筆者と同時の人。ふやとねがうて。問答の説あり。又伴記の中ハ跡記を引たを。跡氏ハ伴氏よりハ舊き人歟。同時の人歟。まこと跡記の中ハ額同之堂説云。棕不同。穴云など見ゆ。まこと穴氏

跡氏も共々同時歟。穴の方少く舊きふふるべし。額氏も
た同時の人なり。むかいて考れも讃博士ハ讃岐朝臣永
直額ハ額田國造今足もやあるむ。掠ハ跡記の中ハ
掠と記し。穴私記の中ハ先哲も。掠哲ふど記あり。大
く。跡穴讃額など皆兼和前後の人なり。べし。單ハ生と
の記もふく。甚く後きくる人ハある。又朱云ハ
職負令より見え始め。或云ハ僧尼令より見え始め。
其僧尼令なり。或云の下ハ。此云在釋。後未知誰云と尻付
あり。然るを朱云とある。當時誰と云事知らず。或云と
あるハ。是も朱書ハ。一たる物なり。其人知るをぞり。

あるべし。といへり。予此説を據りて。集解の注家を考
へ正さむと思へど。未其暇あり。故
に。要を撮て引けり。の。此書本朝書籍目錄ハ。惟宗朝
臣直本撰と見ゆ。此朝臣ハ延喜の比の人也。故ハ延喜よ
り後の事ハ見え。目錄ハ令義解三十卷。總記と記て。其
總記のう。ハ卷數を擧げ。是ハ依て又通邦のいへるも。
今傳とある本。即集解と總記とを并て一部と一たる物
あるべし。故ハ集解三十卷とある。もと。現存ハ
る所三十五卷なり。さても猶軍防倉庫關市捕亡獄雜等
の諸篇闕失せり。若是等の諸篇存り。なり。む。ハ。五十卷
なり。なり。ぬ。べし。但目錄ハ三十卷とあるハ。合冊三十卷

とや知る難し。今本三十五卷の中、卷十は令總紀と題あり。北山抄詔書畫日の注は月字以上内記書之一曰是御畫也。見令總紀。もと元日宴會不出御儀云。源戸部説曰案令總紀曰云云。また政事要畧はいづこも集解のこゝに據て總紀を取らばかく互に彼を引るもあり。此を引るも有て中古集解と總紀と并行はきたり。今存する本の内十一十二十五廿一廿九卅卅二卅四卅六卅八四十。この十一卷は題名總紀なり。や集解ありや考べし。其餘廿三卷は皆集解と題あり。又集解成て後更に朱もて書入れたる處あり。卷十七は基問義解云云答云云。もと



政事要畧は職負令を引て基按云云。また雲圖抄裏書は職負令を引て基按云云を載は是を以て看れ。延喜の時集解成て後基の書入を朱もてせし物と知る。官位令は延喜講書記を引て基按と阿をむ。基もまたいたく後れとふ人は非は。其三十五卷の内全きあり。闕たるあり。詳なりあり。略せしあり。卷十八の詳あり。考課令にて明法家のむねとある事あれ也。廿九四十の略あり。私記闕たるゆゑは撰者もはななくてさて置たるあり。べし。卷十六は抄出せし物にて義解をハ義云と記し。其外は釋古記穴跡讀朱。また基をもひもつ。押

こめて或云と記したるをいづを共辨へ難し。
惜べきの限ありかくさよく亂たる事共多けむ集解
ハ讀ことの最かとき書ふふむ。

論語^一道之以政齊之以刑民免而無恥^二道之以德齊之以禮^三
有耻且格^四と孔子の語とまへる言こと律令を學ぶ輩の
暫しも忘るまじき言ハありけむ政刑ハ天下を治む
るの具あぐらたゞ是の之を以てせば民皆刑罰を免む
む事をいとふて表とかりを飾べられむ其惡の更
いうともせむるまじき也其心の惡を正して善^{オモカ}歸
しめむハ德禮^二と云く物あり是に依て今この政刑德

禮の四を律令の内は求る^一政と禮とハ令は備り刑ハ
律は備りたむ共たゞ德の一字律令の内は闕たりとハ
いふとなれむ德ハ人君の心なれむ給ふ所にて
御自ら^{ミミカ}為給ふ御行^{ミシワザ}は就て顯る^三物なれむ律令は載ら
るべきは非^四又德ハ人君のこのたもち給ふ物ありて
臣民の心にもこしく備りたむ其顯る^五人君の御
德ハ臣民も觀感して各自らの德を興起^六德とハ天神^{アツカ}
より賦與^七へる善性^八にて華言^{ミツコト}は是を直日^{チヒ}之靈^{ニタマ}と和魂^{ヤマトタマシヒ}
と云ひ^九靈の多萬^十魂の多萬^{十一}共は賜物^{ミツモノ}の多萬^{十二}にて天神^{十三}
漢籍は是を道心とも明德とも天命之性ともいへり然

といふほど人皆氣稟物欲の障有て氣稟物欲ハ即枉津日
 君徳を觀感はるゝ淺深あり觀感の淺深より興起
 厚薄ありて等しからば是より於て禮を以てこれを齊
 へしめ淺深厚薄のたがひ無らしむ是徳ハ内禮ハ外な
 るゆゑよりして仁義禮智の禮ハ徳の中具はる
 制度品節を指せ外ある物ハ形あるを令條に載らるめ
 りさて然徳禮の化を施し給ふといへ共猶氣稟人欲の
 禍深くて邪路に陷むとる者をも政刑を設て禁め給
 ふ是徳禮ハ本よりて政刑ハ末なりゆゑなり也但かく
 云もてゆけむ徳禮と政刑と本末の別あるが如くなれ

とも樂記に禮樂刑政其極一也所以同民心而出治道也
 とありて其極に至てハ同一事にて政刑も徳禮を本と
 せされむ民これに感服はべうと故に朱子ハ政者為
 治之具刑者輔政之法徳禮則所以出治之本而徳又禮之
 本也といふれ陳陽も禮樂者政刑之本政刑者禮樂之輔
 といへる論語にハ徳禮政刑とのこまへふは樂記にハ
 禮樂刑政と云て徳字を加へぬハ上まいへる如く徳ハ
 形に顯はべきものありねむ也本朝の律令も亦かくの
 如く禮政刑の三を設て天下を治給ふが大旨あるを律
 令に所見たる處ハ禮政刑の三のこあれ共其根本たる

徳を離てハ此書を講ばへうらばさるハ彼關雎麟趾の
徳有て周官の制度を行べーと漢人の云るは同ト趣
してこれを華言もていむハ意哉八雲の意ありて
後ハ律令の制度を行ふべーと云ひつべくこと
道とリハ言義を考るハ美ハ真なり知ハ血なり天皇の御
血統萬世ハ絶ることなく一氣の續き行くを云ふ言
て是いとゆる神道なりまゝ仕奉る臣連伴造國造も皆
家々の血統のまゝ臣ハ臣の職を傳へ連ハ連の職を
傳へ伴造國造も共ハ其職を傳へ各一氣を相承け續
くこれいとゆる神道なりされど天皇の御代々々御位

かゝる給ふぬが如く臣下も代々其業かゝる事あき
が太古のよりとまゝて其中ハ若君上ハ忠なり父母
ハ孝なりで祖先の訓ハ遵ふぬハ道ハ背けり惡人にて
君臣の義もろハ離れ親子の愛もろハ断めれハ忠
孝をまゝくはる道を守ふなりけり是を惟神の道と
り上件ハ引ハ惟神者謂隨神道而亦自有神道也とい
がらと云ふ事にて隨神道ハ天照大神の實作之隆興
と天壤無窮と詔へる御言のまゝ御血統を傳へて天下
へて其家々の職業を脩め公家ハ仕奉るこれ亦自ら神
代の訓のまゝ世の中ハ生れいける人皆産靈二神の
御靈たまはりて産れ出る物なり其御靈といふさま

して賜ふ物ぞといふ事皇國の古典なるといふ所
 見ざるをとも漢籍の詳々として古意にも符へるめ
 できた説くはもと今何とせ解て曉はべし中庸云天
 命之謂性率性之謂道脩道之謂教道也者不可須臾離也
 可離非道なり此方は産靈より賜ふ御靈人の頭
 萬といふも天靈の義にてこの御靈を稟る所彼方は天
 なるより名あり安く大被執中抄にいへり
 命なりと云ふ性はかゝる事なくて即上件にいへ
 る直日之靈がこれなりさて然御靈と云ひ性と云ふハ
 何をさせるぞ其物實を考るゝ朱子或問云天命之
 性仁義禮智而已率其仁之性則自父子之親以至於仁民

愛物皆道也率其義之性則自君臣之分以至於敬長尊賢
 亦道也率其禮之性則恭敬辭讓之節文皆道也率其智之
 性則是非邪正之分別亦道也と云て性即道なりとを
 弁へるは依るゝ仁義礼智のひとつは混るれとる性
 ものゝて孟子は性善といへるゝ一也も其性御靈と
 やがて道なれを書經は道心といへるゝべなり
 いふも性とといふも其仁義禮智の理をさせる事明ら
 う也仁義礼智ハ漢字にて華言はるゝざれを産靈の御
 靈をそれといふハ強説の如く思ふ人もあるめれ
 ど言も字も皆形をかりて其物を指し號けたるの
 れを推究てこととをよくだらむ御靈も仁義礼智
 の外なるぬるゝは是をまといふて心はた
 づう知らるゝべくこそ
 もつぞといふ人皆産靈の結ひより五行の氣を稟

て形を去る氣ハいとゆる氣血なり。仁義禮智の御靈、その氣は寓て人の人々所を得せしむ。此れは中庸の性氣血は寓りて混つたなれど名目なり。許東陽の生る物之時其氣至而後理有所寓氣是載物之具也といへる是也。皇國にてハさばうり委しく云たぬゆゑハ天神より賜とるうこの命を御靈と云ひ心は稟るうこの性を御靈と云て其名目故は君臣父子夫婦長幼朋友を別ハ建たぬ也。

此の氣は臨てさかいらを用ひ性此れは理也のまゝにだに行へる。人の人々所を失ひこれ道にて即ち眞血の義あり。これを是を身内にたもちて性といひ身外は行て道といふ内外のかとりめむかりて性と道とよことある別もなくふんわりはる。集解の古記は心動於内出然則由道といへるも是也。

を此方の國風も何事もおぼろりて産靈の御靈の氣血は寓りたるその理氣を合せて性といふなどやうの委しき事を知らず人もなきて徒ら過來けるを本居氏興りて人も物も皆産靈の御靈を稟て生るゝを考へ出しより。世は此神の奇しき御功績を始て知れり。いととおむろき事はありけり。本居氏の神代の故實を解けた説ことごとくハ信ずといへどもこの産靈并は子愚なけり。直日禍津日の言義ふども千載不刊の説なり。

れども是をよけざる猶深く考て御靈即て道ある事を知り遠く考て彼方の性道も此方の美知り同しきを悟りぬ。然るを人皆生るゝはなはち其身は道の備り

たをて其行ひいらびくも道は合ひくべきをやも
はむ皇神の忌嫌ひ給ふ罪穢は觸て惡は流れ道を離
るゝといふといふは禍津日の荒ひは相混これむぞ
ろゝ是を漢籍の氣稟それが為は神代の故事に依り後
禊の法律を定められてその儀は御代々々絶ず行われ
つゝ物うゝ禍津日の災まはく強く心の罪穢を祓ひ清
むる事なり難くなりもて来つゝ終は産靈の御靈も氣
稟人欲の為は蔽われ果なむとせし時當て漢土の儒
教なるは渡り来り朱子の聖人因是道而品節之以
立法垂訓於天下是則所謂教也
といへる應神仁徳の二柱の聖の帝この教の禍津日の
是なり

災は穢をたす心を治めむといふ道をかりこ
くも知し召て用始王へりけりそれより以來御代々々
を経るその心を治むる經典も更にもいふは制度の書
文物の類をとへ奉るゝめ給へりゝめづゝとよつ
くがなりゝゝて漸々古風を改め漢様をまねび朝
廷の儀諸國の體をとへ變むゝ玉ふは至れるは是は
溺を玉へるゝは阿るでおのづゝ開けゆく氣運の勢
ひはなむゝゝハ推古天皇の御代は冠位十二階を制り
玉へるゝを事の始にて孝徳天皇の御代は百官を建國司
を置き改革の政をむふゝ玉ひゝより天智天武の二

御代を經つひ大寶養老の令律ミツヒなり。その法制ハと
 とのへりけり。是を敷島の道といふ。世人敷島の道とハ
 ふれど然るに欽明天皇大和國磯城郡磯城島を都を
 遷し給て敏達用明崇峻推古の四帝皆欽明の御子を以
 て次々御位を嗣せ玉ひ中推古天皇の御代に當
 て冠位の制創まり令律の法起りそめたりといへども
 女帝としておとしませ玉ひ御自らの御代の事一條玉
 父天皇の御遺訓とま玉へるものなりけり。されども
 萬葉集の歌といふと敷島の道とよめりハ無きとい
 へども既敷島の倭國とつゞけたるハ一首のこま
 の見ゆめり。是を引て冠辭考ハ欽明天皇久しく敷島
 の宮におくまて御位の所ど長かりしを以てかくい
 づる依ておくま玉へる也。とかけども後敷島の道とい
 ふハ依ておくま玉へる御代の長かりしを以てかくい
 へるハハるて大寶養老の令律萬世より起りて動く
 ましき寶典とるがその鑑賜ハ推古の御代に起れるゆ
 ゑ父帝の都玉へる處の名懸て。こゝに於て惟神
 稱へるめとるこゝとありとおもふべし。

の道隱れて敷島の道顯をとり。然ハ何れぞ。漢土カラクニの如き

革命の事なけむ。その法式ホウシキこそ改まりたらめ天皇の

御血統ミケツトウも天照大神の敕ミコトのましく天壤テンジョウの共タかちせ給

もて。更ハ眞血ミチの言義ミチにたがへる事無し。道ミチとハさばる

ゆゑ古へ歌を道といへる事無し。既古今集序にも
 歌の道といひもて歌のこと、いへるをや然るを後世
 歌道といふもむも更なて茶の道俳諧の道など、さへ
 いひて道てふ言を輕くめたるハいとあるまじき事
 や。抑カムナカラあぐいひもてゆく時ハ惟神の無為の訓と敷島

の有為の教とおのづからかゝれるが如くあれども。實

も神代のまゝなづきの道は漢土の法制を混へ固有モトヨリの

人心よりなふべく斟酌シムサツて建玉へる令律なれむ。譬タトヘも一

段の絹の如く、經の糸ハ皇國の眞血ナリ、緯の糸ハ漢土の儒教ナリ。經緯を合せて、令律を成したるものなむ。りり糸されむ光格天皇の製セ玉へる、敷島のやまと錦は織てこそかうなれぬの色もとえ所を、と云ふ御歌ハ、恐るれども、れらを喻し玉へるが如き御言の葉は、しをむ、常は是を誦て、坐石の箴は當べし、所をれ近世は古學は徒や、もれを儒教を仇の如く譏り罵る。そハ加茂本居二氏の言は、效へるなめれど、當世ハ荻生茂卿の學行ハきて、皇國の道を弁ふる人あかりしゆ。忽は墳りて嚴しく論へる也。さるハ荻生氏は、形をの

こ云て心をいとほ、形ハ和漢の別ありゆゑ、漢土を美しと觀れむ。吾邦ハ醜くある、醜くあるまゝ、夷の如く思へるもの也。近世その學廢れて、儒教ハ天下こも程朱の説は歸り、程朱の説も形を主とせ、心をもはる。よせり、心ハ和漢のけぢめなりれむ。彼方の性と道と、此方の御靈と眞血と、いさゝかもかゝる所なり。今かく明らくなる御代は遇て、和漢合一の道を修め、吾々不足を、彼の餘れりて補ふとぞ。勉め、徒らハ儒教を排斥むと、はるハ古の聖代の御遺訓は背ける罪人なりとぞらんや穴賢

第十七号

豊田實藏書

木江合義角本之附片

三十一

